

●：新規、拡大等
○：継続

厚木市障がい者福祉計画（第8期）の施策体系図【計画期間：令和9年度～令和11年度】

<将来像> 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念	基本目標	施策の方向	主な取組（案）	達成された姿
すべての人がともに生きるまちづくり	基本目標1 お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち	1 障がい者理解の促進	○障がいを理解するためのガイドブック等の配布 ○「障害者週間」、「ヘルプカード」等の周知活動 ●障がい者理解に関する出前講座の実施 ○学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進 ●福祉教育推進事業の促進 ○農福連携を通じた地域交流の機会の推進 ●障がいの理解を深めたり、障がいを身近に感じられるイベントの開催	障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
		2 交流・ふれあいの推進【新規】	○教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進 ○私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進 ○児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加やインクルージョンの推進体制の構築 ●地域交流等支援事業の活用促進 ●こころのバリアフリーの推進 ●スポーツ活動を通じた交流の場の創設	障がいの有無にかかわらず、誰もが交流している。
		3 権利擁護の推進	●虐待通報を受けてからの適切な動きに向けた体制の確保 ○被虐待者や家族に対する必要な支援の実施 ○市民後見人の育成・支援 ○障害者総合支援法を踏まえた事業所への指導及び虐待の再発防止に係る取組の強化 ○障がい者差別に関する相談の受付 ○高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進 ○成年後見制度市長申立等の成年後見制度利用支援事業の推進	全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
	基本目標2 自分らしく生きることができるまち	4 相談支援体制の充実	○継続的・専門的な相談受付体制の強化 ○横断的な問題を抱える相談に対する重層的な支援の実施 ●主任相談支援専門員を中心とした地域の相談支援専門員の養成体制の構築 ●障がい種別によらない相談支援体制の構築 ●セルフプランの解消に向けた地域の支援体制の確保	困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
		5 一貫した療育支援体制の確立	○発達に心配のある児童の療育相談 ○乳幼児健康診査、5歳児健康診査の実施 ●5歳児健康診査結果を通じたフォローアップ支援の実施 ○マイサポートブックの更なる活用 ○ペアレント・トレーニング等支援の実施と協力者の養成 ○インクルーシブ教育の推進 ○就学相談の実施 ○特別支援教育介助員や看護師介助員の配置 ○教職員研修会の実施 ●リソースルームの活用 ●一人一人の教育的ニーズに適切に対応するためのインクルーシブ支援員の配置	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
		6 就労支援の充実	○就労相談の支援体制の充実と連携強化 ●就職面接会の開催 ●公共職業安定所との連携 ○就労ニーズに対応した障害福祉サービスの推進 ●就労中の障がい者の職場での課題の共有やその負担感を和らげるための居場所等の創出 ○障害者雇用奨励交付金の活用による民間企業の障害者雇用率達成の促進 ○障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の利用促進 ○農福連携促進事業の推進	一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
		7 居住支援の充実	●地域生活支援拠点の定期的な評価と必要に応じた機能の強化 ●居住サポート住宅の促進 ○要ケア相談者等に対するアウトリーチ支援の促進 ○日中サービス支援型共同生活援助等の開設促進 ●地域移行支援及び地域定着支援の利用促進に向けた環境整備 ○健康全般に関する総合健康相談の実施 ●スポーツ・運動を通じた健康・体力づくりの推進	住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができる。
		8 社会参加の促進	○福祉タクシー利用券の交付等 ○公共交通機関など各種割引制度の周知 ●アイコサポートの活用促進 ○移送サービスや福祉有償運送の実施 ●移動支援の提供体制の確保 ●ユニバーサルデザインの導入促進 ●障がい者スポーツ、文化芸術活動及び生涯学習の推進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
		9 日常生活を支えるサービスの充実	●障がい種別や強度行動障がい、医療的ケア等、障がい種別によらないサービス提供体制の構築 ●障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金を活用した事業所の開設促進 ●事業所の開所時間外における居場所の検討 ○相談支援専門員の専門性と質の向上 ○地域の実情に合わせた地域生活支援事業の充実に向けた見直し ●居宅介護事業所、グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会等の支援 ○障害福祉サービス等事業所に対する指導、監査体制の充実 ●介護職等雇用サポート事業補助金を活用した人材確保・定着や業務効率化の促進	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
	基本目標3 地域で支え合う共生のまち	10 防災体制の推進	○障がい者にも配慮した避難所運営の推進 ○災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供 ○ヘルプカードや緊急医療情報セットの活用 ○防災対策チェックリストの活用 ○避難行動要支援者名簿やハザードマップ等の活用	日頃からの防災体制が強化推進され、安心した生活ができている。
		11 地域をつなぐネットワークの構築	○ゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進 ●ICTを活用した地域のつながりづくりの検討 ○ボランティア活動の推進 ○ボランティアセンターの充実 ○生活支援体制整備協議体を通じた地域の関係機関等とのネットワークの構築 ○「地域福祉コーディネーター」の充実 ○「生活支援コーディネーター」の体制の充実	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
		12 ユニバーサルデザインの推進【新規】	●公共施設の適正配置や長寿命化改修におけるユニバーサルデザインの配慮 ●スポーツ施設の整備、改修におけるユニバーサルデザインの配慮 ●障がいの有無にかかわらずICTの恩恵が享受できるデジタル格差への対応 ●誰もが安全に通行できる歩道環境の整備 ●視覚・聴覚障がい者に配慮したバス待ち環境の推進 ●ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入の促進	誰もが安全に安心して生活できる環境が整っている。